

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

「信書」のこと ご存じですか？



信書とは、はがきや手紙など、特定の受取人に対して差出人の意思や事実を伝える文書のことです。通信の秘密が守られる必要があるため、通信の内容を漏らすことは禁じられています。また、信書を送る事業は、総務大臣の許可を受けた信書便事業者や日本郵便だけが行えます。そのため、宅配事業者の宅配便やメール便、郵便局の「ゆうパック」や「ゆうメール便」などのサービスでは、信書を送付することができません。今回は、どのような文書が信書にあたるのかをご説明します。

図. 信書の具体例

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<ul style="list-style-type: none"> ■書状【類例】手紙、はがき ■請求書の類【類例】納品書、領収書、見積書 ■会議招集通知の類【類例】結婚式等の招待状 ■許可書の類【類例】免許証、認定書、表彰状 ■証明書の類【類例】印鑑証明書、納税証明書 ■ダイレクトメール <p>※文書自体に受取人が記載されている文書 ※商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■書籍の類【類例】新聞、雑誌、会報、会誌 ■カタログ ■小切手の類【類例】手形、株券、為替証書 ■プリペイドカードの類【類例】商品券 ■乗車券の類【類例】航空券、定期券、入場券 ■クレジットカードの類【類例】キャッシュカード ■会員カードの類【類例】入会証、ポイントカード ■ダイレクトメール <p>※専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ※専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの</p>

引用元：総務省ホームページ「信書制度周知用チラシ」

Q どのような文書が信書に該当しますか？
A 次の図にまとめましたので参考にしてください。

Q なぜ信書は宅配便やメール便では送れないのですか？
A 信書の送達は「物の運送」ではなく「通信」手段の一つであるためです。

Q 個人情報が含まれる文書はすべて信書になるのですか？
A 信書に該当するかどうかは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。

Q 法人あての文書は信書にあたりませんか？
A 受取人が個人か法人かは関係ありません。前述の説明の通り、文書の内容次第では、「〇〇会社 御中」と書かれた文書も信書に該当します。

Q 封筒に「親展」と書いたら信書にあたりませんか？
A 封筒に「親展」と書かれていても、必ずしも信書になるとは限りません。信書に該当するかどうかは、中の文書が判断基準になります。

Q 会社内の他部署あての文書も信書になりますか？
A これまでの説明と同様に、同じ社内であっても、その文書が差し出す部署の意志や事実を伝えるものであれば信書に該当します。遠隔地にある別の部署に送る際には、郵便や信書便を利用する必要があります。

Q 他社と結んだ契約書を保管のために支店から本社に送付することは、信書の送達に該当しますか？
A 保管のために他の部署に文書を送ることは、組織内での物理的な移動とみなされるため、信書の送達には該当しません。しかし、契約締結の事実を伝えるために契約書を送る場合(例：「支店でのような契約を締結したので報告します」という文書が添付されている場合)は、信書の送達に該当します。

信書の取り扱いに関する疑問がある場合は、総務省や東北総合通信局に問い合わせてください。また、信書に関する詳しい内容は、左記二次元コードからもご確認いただけます。



【特定信書便マーク】

※送達の車両にこのマークがついている場合もあります。



東北総合通信局 信書便監理室
お問い合わせメール
tohoku-shinshobin@soumu.go.jp



【回答】

総務省 東北総合通信局(青葉区本町)
信書便監理室 室長



高田 圭子氏